

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月16日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	大和マイクロファイナンス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は、原届出書が更新されます。また <追加> の記載事項は原届出書に追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<更新後>

(略)

ファンドの特色

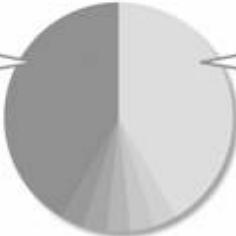
1 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。

- MFIの事業環境の整備に積極的に取り組む国際機関等が発行する債券に投資するとともに、MFIに対する直接的な融資を行うことで、投資資金が新興国・発展途上国の貧困問題の解決に活用されるような投資を行います。

(イメージ図)

MFIへの直接融資(ローン債権)*
やMFI発行の社債・CD(譲渡性預金
証書)等

*ローン債権を担保に発行された債券を含みます。



MFIの事業環境の整備に積極的に
取り組む国際機関等が発行する債券

左記はイメージ図であり、実際の組入比率を保証するものではありません。
資金流入の影響等により、長期間にわたって、左記イメージ図から大きく乖離することがあります。

マイクロファイナンスとは

主に新興国や途上国の貧しい人々に対して、起業や会社経営等の事業資金のために少額で無担保の融資を行うことや、貯蓄、保険等の金融サービスを提供することです。近年、貧困問題の解決手段として注目されています。

■ 1970年代に始まったマイクロファイナンスは、世界的な貧困層の撲滅の動きやムハマド・ユヌス氏のノーベル平和賞受賞等もあり、社会貢献のひとつのスタイルとして注目が集まっています。

■ 近年、マイクロファイナンスは総融資残高および借り手総数とも高い伸びを示しています。

国際機関債の役割

国際機関債とは、国際機関が加盟国の公平で持続可能な経済成長の支援を目的とした、資金調達の手段として発行する債券です。

■ MFIは国際資本市場へのアクセスがないため、国際機関が自己の信用力を背景にMFIに投資するための債券を発行する等、重要な仲介役となっています。また、MFIの活動に対する環境整備として、経済社会の安定化・インフラ整備の促進も行っています。

(略)

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

(略)

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

DWMマイクロファイナンスファンドJ - クラスJ	
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資法人 / 円建て
運用方針	ファンドは、マイクロファイナンス分野の事業環境整備に貢献し、新興国や途上国の経済発展を重視する国際開発機関の発行する債券（国際機関債）に分散投資します。また、世界（主に新興国や途上国）のマイクロファイナンス機関（MFI）のローン債権や社債等に投資することでMFIの資金ニーズおよびファンドの投資成果を満たすことを最大限追求します。対象となるMFIは分散して組み入れを行い、MFIの地域分散も積極的に図ります。なお、これらMFIや国際開発機関への投資にあたっては、原則とし、新興国や途上国の現地通貨で行います。

主な投資制限	・国際機関債の投資割合には制限を設けません。 ・M F Iのローン債権、社債等への投資は、純資産総額の50%を超えないものとします。
収益分配	収益等を勘案し、分配を行うことがあります。
存続期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日
申込手数料	なし
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.825%を乗じた額がファンドから投資顧問会社に支払われます。また、ファンドの純資産総額に対し年率0.07%を乗じた額がファンドから管理会社に支払われます（ただし、その額が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとします）。この他、ファンドは、ファンドの設立に係る費用（上限2,000万円を60ヵ月間にわたり償却）、保管銀行報酬、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、事務委託費用（年25,000ユーロ）、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用、M F Iローン債権・社債の第三者評価機関への報酬等を負担します。
関係法人	管理会社：ドイツ銀行ルクセンブルグS.A. 保管銀行：ドイツ銀行ルクセンブルグS.A. 投資顧問会社：DWMアセット・マネジメントLLC.

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

DWMマイクロファイナンスファンドJ - クラスJ	
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資法人 / 円建て
運用方針	ファンドは、マイクロファイナンス分野の事業環境整備に貢献し、新興国や途上国の経済発展を重視する国際開発機関の発行する債券（国際機関債）に分散投資します。また、世界（主に新興国や途上国）のマイクロファイナンス機関（M F I）のローン債権や社債等に投資することでM F Iの資金ニーズおよびファンドの投資成果を満たすことを最大限追求します。対象となるM F Iは分散して組み入れを行い、M F Iの地域分散も積極的に図ります。なお、これらM F Iや国際開発機関への投資にあたっては、原則とし、新興国や途上国の現地通貨で行います。 有価証券の組入比率は50%超とすることを原則としますが、有価証券の組入比率を大きく逸脱する場合には、投資顧問会社は運用上支障をきたさないように適切に問題解決に向けて取組みます。なお、一部解約等により、長期間にわたって、有価証券の組入比率が50%を下回ることがあります。
主な投資制限	国際機関債の投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益等を勘案し、分配を行うことがあります。
存続期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日
申込手数料	なし
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.825%を乗じた額がファンドから投資顧問会社に支払われます。また、ファンドの純資産総額に対し年率0.07%を乗じた額がファンドから管理会社に支払われます（ただし、その額が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとします）。この他、ファンドは、ファンドの設立に係る費用（上限2,000万円を60ヵ月間にわたり償却）、保管銀行報酬、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、事務委託費用（年25,000ユーロ）、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用、M F Iローン債権・社債の第三者評価機関への報酬等を負担します。
関係法人	管理会社：ドイツ銀行ルクセンブルグS.A. 保管銀行：ドイツ銀行ルクセンブルグS.A. 投資顧問会社：DWMアセット・マネジメントLLC.

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

（略）

3 投資リスク

<訂正前>

（略）

2. その他の留意事項

（略）

(2) 外国投資証券が投資するローン債権について

- ・当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券(2)において「ファンド」といいます。)は、MFIに対して直接融資を行います。ファンドが投資するローン債権は、当該融資契約の債権(金銭債権)となります。
 - ・当該融資契約はファンドとMFIの相对契約であるため、そのローン債権を売却するためには、新たに買い手を見つける必要があります。また、買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利(売り手であるファンドにとって非常に不利)な条件となることが想定されることから、組入ローン債権を途中売却することを極力回避する運営を行います。
 - ・ファンドは、受益者のご換金請求に伴い、組入ローン債権を途中売却しなければ換金資金を準備できなくなる可能性が高まったと判断した場合などには、ファンドの換金の受付を中止します。これに伴い、当ファンドのご換金請求の受付を中止することや取り消すことがあります。
- ファンドは、受益者のご換金請求に伴う換金資金を、流動性がある有価証券(ローン債権は有価証券ではありません)を売却することにより手当てします。ファンドは、原則として有価証券の組入比率を50%超とすることとしていることから、当該比率が50%以下になる可能性が高まったと判断した場合、上記組入ローン債権を途中売却しなければ換金資金を準備できなくなる可能性が高まったと判断した場合に該当します。

(略)

<訂正後>

(略)

2. その他の留意事項

(略)

(2) 外国投資証券が投資するローン債権について

- ・当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券(2)において「ファンド」といいます。)は、MFIに対して直接融資を行います。ファンドが投資するローン債権は、当該融資契約の債権(金銭債権)となります。
- ・当該融資契約はファンドとMFIの相对契約であるため、そのローン債権を売却するためには、新たに買い手を見つける必要があります。また、買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利(売り手であるファンドにとって非常に不利)な条件となることが想定されることから、組入ローン債権を途中売却することを極力回避する運営を行います。
- ・ファンドは、受益者のご換金請求に伴い、組入ローン債権を途中売却しなければ換金資金を準備できなくなる可能性が高まったと判断した場合などには、ファンドの換金の受付を中止します。これに伴い、当ファンドのご換金請求の受付を中止することや取り消すことがあります。

(略)